

# 平成24年度は固定資産税の評価替え(評価の見直し)の年

固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産などの固定資産を所有する人に負担していただく税金です。そのうち、土地と家屋については資産価値の変動に対応するため、3年ごとに評価額の見直しをしています。見直しを行う年を基準年度といい、平成24年度は基準年度にあたります。

◆問合せ 税務課固定資産税担当(直通594-5519)

## ●土地の評価替え

土地については、前回(平成21年度)と同様に市街化区域の路線の見直しや市街化調整区域の状況類似地区の見直しを行いました。平成23年1月1日の地価公示価格は全般的に下落していますので、土地の評価額は下落します。ただし、新たに市街化区域に編入された地区については評価の見直しを行いましたので、評価額は上昇します。

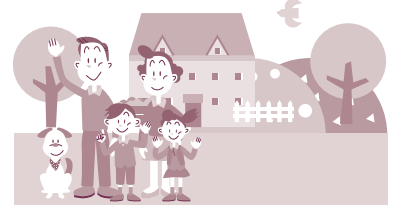
## ●家屋の評価替え

家屋については、再建築価格(同じものを今建てたとしたらいくらになるか)をもとに評価をします。前回の評価替え以降の建築物価の動向などから評価基準が見直され、その結果、住宅の多くは評価額が下がります。ただし、平成23年中の新築住宅は除きます。

税額 = 課税標準額 × 税率(固定資産税1.4%、都市計画税0.2%)

◎平成24年度から都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げました。

◎納税通知書と課税資産の明細書は、5月のゴールデンウィーク明けにお送りします。



## 住宅改修に伴う固定資産税の軽減措置があります

1 耐震改修に伴う軽減措置 住宅の耐震改修を行った家屋について、一戸当たり120㎡分までを限度として、固定資産税額の2分の1相当分を減額します。

対象家屋	昭和57年1月1日以前から存在する住宅で、費用が30万円以上のもの
減額期間	平成22年1月1日から24年12月31日までに改修した場合・・・2年間 平成25年1月1日から27年12月31日までに改修した場合・・・1年間

2 バリアフリー改修に伴う軽減措置 平成25年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を行った家屋について、一戸当たり100㎡分までを限度として、改修した年の翌年度分に限り固定資産税額の3分の1相当分を減額します。

対象家屋	平成19年1月1日以前から存在する住宅で、①65歳以上の人、②要介護認定または要支援認定を受けている人、③障がいのある人のいずれかに該当する人が居住する既存の住宅(賃貸住宅は除きます。)
対象となる工事内容	次の工事で、自己負担が30万円以上のもの ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改修 ④トイレの改修 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化

3 省エネ改修に伴う軽減措置 平成25年3月31日までの間に一定の省エネ改修を行った家屋について、一戸当たり120㎡分までを限度として、改修した年の翌年度分に限り固定資産税額の3分の1相当分を減額します。

対象家屋	平成20年1月1日に存在している住宅(賃貸住宅は除きます。)※ただし、マンション等の区分所有家屋については、その専有部分のみが対象で、共有部分の工事は対象外です。
対象となる工事内容	次の工事で、費用が30万円以上のもの ①窓の改修工事(二重ガラス化、複層ガラス化など) ②窓の改修工事と併せて行う床、天井、壁の断熱改修工事

## 申請手続き

上記の3改修工事とも、住宅改修後3カ月以内に申告書とともに関係書類を添付のうえ、税務課固定資産税担当に申告してください。また、バリアフリー改修と省エネ改修に伴う軽減措置は同時に適用できます。

